

令和2年11月30日（月曜日）

第3回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和2年第5回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	杉原	崇	君	3番	緑山	市朗	君
4番	赤間	幸夫	君	5番	高橋	利典	君
6番	片山	正弘	君	7番	澁谷	秀夫	君
8番	今野	章	君	9番	太齋	雅一	君
10番	後藤	良郎	君	11番	菅野	良雄	君
12番	高橋	幸彦	君	13番	色川	晴夫	君
14番	阿部	幸夫	君				

欠席議員（1名）

2番	櫻井	靖	君
----	----	---	---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君

教 育 次 長	児 玉 藤 子 君
教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月30日(月曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

11月30日の1日間

〃 第 3 議員提案第7号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〃 第 4 議案第 97号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

〃 第 5 議案第 98号 職員の給与に関する条例の一部改正について

〃 第 6 議案第 99号 令和2年度松島町一般会計補正予算(第7号)について

〃 第 7 議案第100号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

〃 第 8 議案第101号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)

〃 第 9 議案第102号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第3号)

〃 第10 議案第103号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

〃 第11 議案第104号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算(第4号)について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第5回松島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

2番櫻井 靖議員、通院のため本日欠席する旨の届出がありましたので、お知らせいたします。

町長より挨拶を求められておりますので、それを許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） おはようございます。

本日は、第5回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の改正2件、令和2年度補正予算6件を提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番緑山市朗議員、4番議員を指赤間幸夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議員提案第7号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議員提案第7号、松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 10番後藤でございます。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。令和2年10月7日、人事院勧告は民間事業所の給与支払い状況を鑑みて、公務が民間の0.04月分を上回っていたことから、支給割合の均衡を図るため、支給月数を0.05月分を引下げる必要があるとし、令和2年度は12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定めるものとされた。

また、10月9日の給与関係閣僚会議では、人事院勧告を尊重した基本姿勢に対処するとし、11月6日の閣議決定で国家公務員の期末手当の改定を行うものとされた。このことを踏まえ、松島町議会議員においても期末手当を引下げ、所要の改正を行うものでございます。各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第7号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議員提案第7号、松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第97号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第97号、松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第97号、松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理

由を申し上げます。今回の条例に改正につきましては、特別職の国家公務員の期末手当が引下げられたことを鑑み、当町においても同様の引下げを行うものであります。なお、詳細につきましては、総務課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁夫君） それでは、議案第97号について説明させていただきます。提案理由書の次ページ、条例に関する説明資料をご覧くださいと思います。

今回、一般職の国家公務員の期末手当の引下げに準じ、国家公務員の特別職の職員の期末手当が年間3.40月から0.05月引下げとなり、年間3.35月となったことに鑑み、当町においても町長・副町長・教育長の期末手当について同様の措置を行うものです。

まず、第1条関係についてですが、こちらは令和2年度分の対応になります。すでに6月期分は支給されておりますので、12月期分において0.05月の引き下げを行うものです。

次に、第2条関係についてですが、こちらは令和3年度以降分の対応になります。6月期と12月期においてそれぞれ均等に0.025月分を引下げるものです。施行期日は、第1条の規定が公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

説明については、以上になります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第97号、松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第98号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第98号、職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第98号、職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑み、一般職の職員に支給する期末手当の引下げを行うものです。なお、詳細につきましては、総務課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁夫君） それでは、議案第98号について説明させていただきます。提案理由書の次ページ、条例に関する説明資料をご覧くださいと思います。

今回、令和2年10月7日の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の特別給については、年間4.50月から0.05月引下げとなり、年間4.45月となったところであり、当町においても一般職職員の特別給の期末手当について同様の措置を行うものです。

まず、第1条関係についてですが、こちらは令和2年度分の対応になります。すでに6月期分は支給されておりますので、12月期分の期末手当について0.05月の引き下げを行うものです。

次に、第2条関係についてですが、こちらは令和3年度以降分の対応になります。6月期と12月期においてそれぞれ均等に0.025月分を引下げるものです。施行期日は、第1条の規定が公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明は終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑参加ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

本町の職員組合があったかと思うんですが、その職員組合などとの話し合いなどは行われたのかですね、行われておればその内容とこの改定案に対する合意というものは形成されたのかも含めて、お答えいただければと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁夫君） 11月の中旬に職員組合のほうに、今回の人事院勧告についての内容、今回提案している内容について説明をさせていただきました。現下の社会経済情勢を考慮して、

今回はやむを得ないということで理解を得たところです。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第98号、職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第99号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第99号、令和2年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号、令和2年度松島町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑みた期末手当率の改定を伴う期末手当額について補正するものであり、その財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。以上で説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第99号、令和2年度松島町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第100号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第100号、令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号、令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑みた期末手当率の改定を伴う期末手当額について補正するものであります。以上で説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第100号、令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第101号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第101号、令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第101号、令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑みた期末手当率の改定を伴う期末手当額について補正するものであります。以上で説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第101号、令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第102号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第102号、令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第102号、令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）

についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑みた期末手当率の改定を伴う期末手当額について補正するものであります。以上で説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第102号、令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第103号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第103号、令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第103号、令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑みた期末手当率の改定を伴う期末手当額について補正するものであります。以上で説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第103号、令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第104号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第104号、令和2年度松島町水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第104号、令和2年度松島町水道事業特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年10月7日づけの人事院勧告に鑑みた期末手当率の改定を伴う期末手当額について補正するものであります。

これにより、水道事業費の総額を6億5,200万2,000円、資本的支出の総額8億2,469万7,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を、減債積立金取崩額897万2,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,123万6,000円、過年度分損益勘定留保資金7,747万8,000円とするものであります。

以上で説明は終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第104号、令和2年度松島町水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

令和2年第5回松島町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午前10時24分 閉 会